

# CAPA理事会及び総会報告

## ローマ会議

アジア・太平洋会計士連盟（CAPA：Confederation of Asian and Pacific Accountants）の理事会及び総会が、2014年11月9日にイタリアのローマで開催された。理事会には、11か国の代表（日本、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、中国、スリランカ、ニュージーランド、パキスタン、バングラデシュ、米国）、テクニカル・アドバイザー及びオブザーバーが出席し、総会には、理事11か国の代表のほかCAPAメンバー代表（フィリピン、ネパール、モンゴル、ベトナム、フィジー、パプアニューギニア、サモア）及びCAPAアフィリエイト代表（英国、フランス）が出席した。日本からは染葉真史（日本代表理事）、石井和敏及び渡場友絵（テクニカル・アドバイザー）が会議に出席した。以下、会議の概要を報告する。

### I 理事会

#### 1. 各委員会からの活動報告

各委員会委員長より、最近の活動内容が報告された。

##### ① 会計職業専門家団体発展委員会（PAODC：Professional Accountancy Organization Development Committee）

PAODCは発展途上国にある会計職業専門家団体（PAO：Professional Accountancy Organization）を支援するために設置された委員会である。今回の会議では、PAODCが公表した「会計職業専門家団体（PAO）発展のための成熟モデル」において示されたPAOの発展のために重要な16の要素（ガバナンス、品質保証、倫理等）に関して、先進国PAOが有する資料で途上国PAOが参照することのできるものを識別すること、また、国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）から、IFACの行う会計職業専門家団体に対する開発支援状況に関する報告が行われたほか、CAPAが世界銀行等と共同して行っている以下のプロジェクトに関する進捗報

告が行われた。

##### (a) 世界銀行の能力開発プロジェクト進捗報告

本プロジェクトは、世界銀行が資金を提供し、CAPAが実施団体となってコンサルタントを採用し、CAPAの3つの加盟団体（モンゴル、フィリピン、ベトナム）に対して、継続的専門研修（CPD）の制度向上を支援するプロジェクトである。今回の会議では、本プロジェクトの進捗状況について、コンサルタントとして選任されている英国勅許公認会計士協会（ACCA）より、現在構築中のツールキットのデモンストレーションを用いた詳細な報告があった。

本プロジェクトは、2015年初めまでに当該3加盟団体において適切なCPD制度を確立するほか、これらの3か国のPAOだけでなく、各国で幅広く利用できるようなツールキットの構築を目指している。本ツールキットの目的は、CPDの実施環境やCPDに関するガバナンスの状況、CPDに関する要件やCPDを推進するためのプログラム、あるいは財政的な検討事項等をチェックリスト形式で各国のPAOが確認し、また、同時に提供される先進国PAOの実施例も参照し

ながら、当該国の状況や法制度等に合わせた適切なCPD制度を確立することを支援しようとするものである。本ツールキットは、ウェブサイト上で維持・管理される。

なお、ツールキットによって各国PAOが識別した制度開発ニーズや制度の確立に必要な諸施策の実施に関して、今後、どのような投資が必要となってくるのかも明確に分かるようにした方がよいのではないか、あるいはCPDの実施に係るモニタリングに関するチェックリストを充実させた方がよいのではないか等の意見が寄せられたため、これらを踏まえた上でツールキットの開発を進めていくこととなった。

#### (b) 監査の品質管理プロジェクト進捗報告

本プロジェクトは、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）の「アジア太平洋における財務管理の強化（Strengthening Financial Management in Asia and the Pacific）」プロジェクトへCAPAが協力するというものである。本プロジェクトは3つの段階から構成され、それぞれ、途上国における監査の品質管理制度に関する調査の実施、財務管理システムに関する実態調査報告の作成及び国際公会計基準（IPSAS：International Public Sector Accounting Standards）に関するE-learning講座の提供を通じて、特に、ADBなどが提供するプロジェクトの財務管理の強化や、各国における政府の財務管理の強化を目指そうとするものである。CAPAは、本プロジェクトの第1段階である、途上国のPAOにおける監査の品質管理制度の状況に関

する調査の実施に協力する。

CAPAが協力する第1段階では、ADBが選任するコンサルタントが3つのCAPA加盟団体（サモア、ネパール、バングラディシュ）及び2つのCAPA非加盟団体（ミャンマー及びカンボジア）に対して、それぞれの国における品質管理制度の発展状況等に関する調査を行う。この調査の実施や結果の分析、短期及び長期的な開発ニーズの識別にCAPAが協力し、CAPAとADBが共同して監査の品質管理制度の確立に向けたロードマップの作成を進め、このロードマップの実施を通じて、各国PAOにおける品質管理制度の向上を図ることを目指している。

ロードマップに基づいて監査の品質管理制度の向上を図るPAOは、ADBからの資金援助を受け、その実施状況についてADB及びCAPAに定期的に報告することとなっている。本プロジェクトの進捗状況について確認しながら、CAPAとしてADBとの協力関係を強めていくことが確認された。

#### ② 公共部門財務管理委員会（PSFMC：Public Sector Financial Management Committee）

PSFMCは公共部門に関して、PAOによる財務管理の品質の向上を支援する委員会である。今回の会議では、2012年から2014年にかけてバングラディシュ、ネパール及びフィリピンで行われたPSFMCのアウトリーチ活動の結果の報告が行われ、特に、ネパールについては、アウトリーチ活動後のネパールにおける状況についての報告書も提出された。

また、今後の活動として、公共サー

ビス分野における会計職業専門家の活躍に焦点を当てた公表物として「Attracting and Retaining Financial Professionals in the Public Sector（公共部門における財務プロフェッショナルの獲得と維持）」の作成を目指していることから、本報告書の作成に向けた具体的な検討が行われた。公共部門におけるプロフェッショナルの獲得と維持には、一般社会、政治家、開発支援者及び受益者など様々な利害関係者が関与し、各国のPAOはこれら利害関係者とも十分にコミュニケーションを図る必要があることから、主要な利害関係者を識別した上で、利害関係者の役割と利害関係者とPAOとの関係を明確にするにはどのようにすればよいのかについての議論が行われた。

さらに、2014年5月20、21日に世界銀行・IFAC・CAPAの共催によりスリランカで開催された「経済開発へ向けた財務報告に関する会議（FRED：Financial Reporting For Economic Development Conference）」の第2回会議が、2015年10月に韓国のソウルで開催されるCAPA大会に合わせて開催されることが報告された。この会議は、経済開発のための会計及び監査の役割及び重要性、並びに財務報告サプライチェーン全体の重要性に関して、主に、アジアの会計プロフェッション、規制当局、及び政策決定者にその認識を高めてもらうことを目的としており、定期的なイベントとして開催されている。

上述の検討及び議論のほか、PSFMCの活動に関連して、最高会計検査機関国際組織（INTOSAI：In-

ternational Organization of Supreme Audit Institutions) の地域機構である INTOSAI アジア地域機構 (ASOSAI: Asian Organization of Supreme Audit Institutions) や INTOSAI 太平洋地域機構 (PASAI: The Pacific Association of Supreme Audit Institutions) との今後の協力強化などについても議論された。

## 2. 新加盟団体の承認

CGA カナダ (Certified General Accountants Association of Canada) の地位を引き継ぐ形で、カナダの3つの職業会計専門家団体の合併組織である CPA カナダ (Chartered Professional Accountants of Canada) が CAPA の正加盟団体となることが承認されたほか、新しく英国勅許公共財務会計協会 (CIPFA)、会計テクニシャン協会 (AAT) が CAPA の賛助加盟団体 (Affiliate) として承認された。なお、これらの団体の加盟承認により、CAPA 加盟団体は23の地域から32団体 (正加盟団体: 22団体、準加盟団体: 6団体、賛助加盟

団体: 4団体) となった。

CAPA の加盟団体には3つのカテゴリー (正加盟団体 (Member)、準加盟団体 (Associate)、賛助加盟団体 (Affiliate)) があり、2013年11月の定款改訂により、アジア・太平洋地域の会計職業専門家連盟としてのアイデンティティをより明確にするため、当該地域に本拠地を有する団体は正加盟団体又は準加盟団体に、有さない団体は賛助加盟団体に該当することが明確にされている。

## 3. 今後の会議予定

次回の理事会及び総会は、2015年5月28、29日に東京で開催される。2015年10月には、4年に一度開催される CAPA 大会が韓国のソウルで予定されており、日本からも多くの参加が期待されている。

# II 総会

## 1. 2015年予算・加盟団体年会費

2015年の予算・年会費案が提示され、承認された。2015年の予算総額

は、前年比12%増の463,860米ドルとなり、加盟団体の年会費合計は461,060米ドル (各団体一律前年比5%増) とされた。インド勅許会計士協会 (ICAI) の年会費が先般の理事会の議論における結論に基づき前年度比約32%増となったほか、CGA カナダに代わって CAPA の正会員となった CPA カナダの年会費がその会員規模に応じて増加し、また、モンゴル公認会計士協会 (MonICPA) についても IFAC の正会員となったことから年会費が増加した。なお、日本公認会計士協会 (JICPA) の年会費は46,750米ドル (第49事業年度予算の範囲内) となる。

(常務理事 / CAPA 日本代表理事

染葉真史)

(事務局 / CAPA テクニカル・アドバイザー 石井和敏・渡場友絵)